

災害見舞金規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人全国老人福祉施設協議会（以下「本会」という。）の正会員の所属する施設又は事業所、及び利用者等が災害により被害を受けた場合に、見舞金を支給するために必要な事項を定めることを目的とする。

(災害見舞金専用口座の設置)

第2条 本会は、この規程の目的を達成するために「災害見舞金専用口座」を設ける。

(対象災害)

第3条 見舞金の対象となる災害は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 風水雪害
- (2) 土砂崩れ、土石流及び地滑り
- (3) 地震
- (4) 火災
- (5) その他前各号に類する災害

(見舞金の範囲)

第4条 見舞金の支給の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 正会員の所属する施設又は事業所
- (2) 前項の施設又は事業所の利用者及び職員

(見舞金の額)

第5条 見舞金の額は、被災年度において、1災害ごとに、かつ個別の正会員ごとに積算するものとし、別表の定めによるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、別表の見舞金額は、予算の都合上増減することができる。

(支給申請)

第6条 正会員は、見舞金の支給を受けようとする場合は、被害状況報告書（様式1）に必要な添付書類を添えて、原則として被災年度内に本会に提出するものとする。

(支給決定)

第7条 見舞金の支給の決定は、業務執行理事会の承認を得て行うものとする。

2 業務執行理事会は、支給状況を理事会に報告するものとする。

(支給方法)

第8条 見舞金は、正会員の所属する施設又は事業所に対し直接支出する。

(運営)

第9条 この規程に定めのない事項については、理事会に諮り決定するものとする。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の承認を得て行うものとする。

附 則

この規程は、制定の日から施行する。ただし、平成21年4月1日に遡って適用する。(平成21年5月15日制定)

附 則

この規程の変更は、理事会の決議の日(平成24年12月6日)から施行する。

附 則

この規程の変更は、理事会の決議の日(平成26年5月23日)から施行する。

別表 災害見舞金支給基準

区分	要 件	見舞金額
1	災害の被害額が 500 万円以上～ 1,000 万円未満	10 万円
2	災害の被害額が 1,000 万円以上	20 万円
3	正会員の所属する施設又は事業所の職員が死亡した場合	3万円
4	正会員の所属する施設又は事業所の利用者が死亡した場合	1万円

様式 1 被害状況報告書（災害見舞金申請様式）

平成 年 月 日

都道府県・指定都市名

施設・事業所担当者

1. 施設名		
2. 施設種別		
3. 施設住所	〒	
	TEL	Fax
4. 災害の種類 内容・名称 (具体的名称)		
5. 被害の発生日時		
6. 被害額 (相当額)		
7. 人的被害の有無		
8. 被害の状況		
9. 見舞金振込口座	銀行名	
	支店名	
	預金種目	普通 当座
	口座番号	
	ふりがな 口座名義	

※ <添付資料>

被災状況写真、新聞記事、災害復旧補助金申請書、保険金申請書、業者修繕見積書等の被災状況を示す資料を本報告書に添付のうえ、都道府県指定都市老施協・デイ協へ提出してください。